

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
平成 30 年度業務実績評価書（案）

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		
評価対象事業年度	年度評価	平成 3 0 年度（第 4 期）	
	中期目標期間	平成 3 0 ～令和 4 年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	社会・援護局障害保健福祉部	担当課、責任者	企画課施設管理室 川久保 重之 室長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 溝口 進 政策評価官
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項				

4. その他評価に関する重要事項				

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
	自立支援のための取組	<u>B</u> ○					1－1	重点化項目
	調査・研究	A○					1－2	重点化項目
	養成・研修	B					1－3	
	援助・助言	A○					1－4	重点化項目
	その他の業務	B					1－5	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
※4 「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
	業務運営の効率化に関する事項	B					2－1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
	財務内容の改善に関する事項	B					3－1	
Ⅳ．その他の事項								
	その他業務運営に関する重要事項	B					4－1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	自立支援のための取組		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第1項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高、難易度：高〉 ○施設入所利用者の地域移行の推進 ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い。 ・ 加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い。 ○著しい行動障害を有する者等への支援 ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い。 ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
施設入所利用者 数の縮減（計画 値）	第3期中期目 標期間末と比 べ14%縮減	228 人	－	－	－	－	196 人			予算額（千円）	2,031,112				
施設入所利用者 数の縮減（実績 値）	－	228 人 （第3期中期目 標期間末）	225 人 （3 人） （1.3%）	－	－	－	－			決算額（千円）	1,946,951				
達成度	－	－	9.3%	－	－	－	－			経常費用（千円）	1,973,684				
地域移行した者 の数（計画値）	毎年度5人 以上	－	5人以上	5人以上	5人以上	5人以上	5人以上			経常利益（千円）	31,873				
地域移行した者 の数（実績値）	－	2 人 （平成29年度）	2 人	－	－	－	－			行政コスト（千円）	683,054				
達成度	－	－	40%	－	－	－	－			従事人員数	213				
地域生活体験実 施日数（計画値）	年間200日 以上	－	200日以上	200日以上	200日以上	200日以上	200日以上								
地域生活体験実 施日数（実績値）	－	38 日 （平成29年度）	401 日	－	－	－	－								
達成度	－	－	200%	－	－	－	－								
各寮における 説明会開催数 （計画値）	毎年度各寮 1回以上	－	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上								
各寮における 説明会開催数 （実績値）	－	1 回 （平成29年度）	1 回	－	－	－	－								
達成度	－	－	100%	－	－	－	－								
高齢知的障害者 支援の職員研修 会の開催数 （計画値）	毎年度12回 以上	－	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上								
高齢知的障害者 支援の職員研修 会の開催数 （実績値）	－	12 回 （平成29年度）	14 回	－	－	－	－								
達成度	－	－	117%	－	－	－	－								
著しい行動障害 等を有する者の 受入数（計画値）	第4期中期 目標期間中 計78人	－	10人	－	－	－	－								

	著しい行動障害等を有する者の受入数（実績値）	—	14 人 （第 3 中期目標期間中計）	10 人	—	—	—	—							
	達成度	—	—	100%	—	—	—	—							
	受入後 3 年以内に地域移行した割合（計画値）	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%							
	受入後 3 年以内に地域移行した割合（実績値）	—	100% （平成 29 年度）	33%	—	—	—	—							
	達成度	—	—	33%	—	—	—	—							
	矯正施設退所者の受入数（計画値）	第 4 期中期目標期間中計 35 人	—	7 人	—	—	—	—							
	矯正施設退所者の受入数（実績値）	—	19 人 （第 3 中期目標期間中計）	7 人	—	—	—	—							
	達成度	—	—	100%	—	—	—	—							
	受入後 2 年以内に地域移行した割合（計画値）	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%							
	受入後 2 年以内に地域移行した割合（実績値）	—	100% （平成 29 年度）	100%	—	—	—	—							
	達成度	—	—	100%	—	—	—	—							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	1 自立支援のための取組 障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下	1 自立支援のための取組	1 自立支援のための取組	＜主な定量的指標＞ ・地域移行者数 ・地域生活体験の実施日数 ・保護者懇談会等での説明回数 ・高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数 ・著しい行動障害等	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B ○地域移行への取組については、前中期目標期間（平成 25 年度～平成 29 年度）までと比べて、加齢による機能低下・重症化がさらに進み、本人や家族の地域移行の同意を得ることが難しくなっている。また、認知症の発症、身体の機	評定	

	の事項を実施すること。 （１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。こうした取組により、施設入所利用者数について、第３期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、14％縮減すること。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。 〈重要度：高、難易度：高〉 ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設で	（１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。こうした取組により、施設入所利用者数について、第３期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、14％縮減する。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。 〈具体的な取組〉 ア 地域生活体験の実施 のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関しての配慮事項の把握などを行う。 イ 保護者懇談会等の開催 グループホーム	（１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。こうした取組により、施設入所利用者数について、第３期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、14％縮減する。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。 〈具体的な取組〉 ア 地域生活体験の実施 のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関しての配慮事項の把握などを行う。 イ 保護者懇談会等の開催 グループホーム	を有する者の受入数 ・ 著しい行動障害等を有する者の地域移行率 ・ 矯正施設を退所した知的障害者の受入数 ・ 矯正施設を退所した知的障害者の地域移行率 ＜その他の指標＞ ・ 地域移行者のフォローアップ件数 ・ 地域移行の取組成果の発信件数 ・ 日中活動の提供数 ・ 法人内研修の開催数 ＜評価の視点＞ ・ モデル的支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を推進しているか。	（１）施設入所利用者の地域移行の推進 平成 30 年度においては、計 2 人の入所利用者を地域移行させることが出来たが目標（毎年度 5 人以上）を下回った。移行した 2 人の入所利用者の平均年齢については 67 歳、入所年数平均は 47 年 4 か月、障害支援区分の平均は 6 であった。 地域移行の取組みについては、本人及び家族の同意のもとに実施することを原則としてしており、保護者懇談会や入所利用者への面会の機会を利用して、グループホームでの暮らしや出身自治体の受入れ先状況等を説明し、理解を求めた。保護者懇談会は各寮（12 か寮）で 1 回開催（目標：毎年度各寮 1 回以上）し全体では 100 家族、150 人の参加があった。 次に、受入れ先の確保として、出身自治体等の障害者支援施設やグループホームに協力要請をするものの、入所利用者の状態に応じて受入れ先を確保することから、現員の問題（空き状況）の他、特に介護度の高さや医療的ケア等についての対処方法等の理由から受入れに消極的な事業所が増えている。本人の支援方法等については、写真等を盛り込み「〇〇さんの支援について」とした手順書等を情報提供し、必要に応じて担当職員を事業所等に派遣し、丁寧に説明するなどした。 施設利用者の出身市区町村に対して、入所利用者の地域移行について、随時、本人の情報を伝える等、情報交換した。 ・ 移行先自治体等との調整 172 回 14 市 1 区 1 町 ・ 事業所との調整 167 回 地域生活体験（宿泊体験・日中体験）の取組として、移行先の障害者支援施設や当法人のグループホーム、生活介護事業所を利用していたが、本人の思いの確認やニーズの把握をした。 地域生活体験については、延べ 401 日実施し、目標（年間 200 日以上）を上回った。 また、家族に地域生活体験中の実際の様子を見てもらうために訪問いただく等の働きかけを行い、地域移行に対する不安解消や実施内容の理解を促した。 ・ 宿泊体験 7 人 135 日 ・ 日中体験 63 人 266 日 このほか厚生労働省主催の全国障害保健福祉関係主管課長会議の際に、地方自治体に対して国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。	能低下、親の高齢化（又は死亡）、受入事業所の待機待ちなどの状況が年々困難度を高めている。 このように、地域移行者 5 人の目標も難易度が高くなっているものの、平成 30 年度は 2 人の利用者の地域移行を実現させることが出来た。 ○高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践することについては、診療所との連携にて喀痰吸引及び経管栄養を行うとともに、救急救命講習会を毎月原則実施し生活の質の向上や安全安楽な介護に向けての専門性の高い支援の提供を行った。 支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの視察や見学者を受入れ、情報提供を行い普及に努めた。 ○著しい行動障害等を有する者の受入れ要請は年々増加しており、平成 30 年度末で約 100 人が待機している状況である。こうした状況に応えるため、平成 30 年度においては、これまでよりも受入れを拡充する計画とし、他害、自傷、器物破損行為等により、他機関や事業所において受入れを拒否され、行き先のなくなった支援困難な障害者を 10 人受け入れた。（平成 29 年度は 3 人） 支援方法としては自閉症の特
--	--	---	---	--	---	--

	あり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い目標である。 ・ 独立行政法人に移行する以前から入所している者（以下、「移行前の施設入所利用者」という。）（平成 29 年 4 月 1 日現在）の平均年齢は、65.4 歳、平均入所期間は、40.7 年、障害支援区分（1～6）の平均は、5.9 であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い目標である。	での暮らし方や出身自治体の受入れ先状況等を説明する保護者懇談会等を開催する。 ウ 移行先自治体等との調整 施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、情報交換等の調整を実施する。 エ 地域移行者のフォローアップの実施 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。 オ 情報提供の実施 のぞみの園の取組状況について、ニュースレター等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供を実施する。	での暮らし方や出身自治体の受入れ先状況等を説明する保護者懇談会等を開催する。 ウ 移行先自治体等との調整 施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、情報交換等の調整を実施する。 エ 地域移行者のフォローアップの実施 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。 オ 情報提供の実施 のぞみの園の取組状況について、ニュースレター等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供を実施する。		地域移行した入所利用者のフォローアップについては、平成 30 年度では、① 平成 29 年度に地域移行した者、② 地域移行後 5 年が経過した者（平成 25 年度に地域移行した者）、また、上記利用者と同一事業所等で生活している者、合計 10 人に対して訪問し、本人の様子や変化、家族との関係などについて確認等をした。また、これまで移行した全員（132 人）に対して、延べ 426 回の電話等の連絡で生活の状況を確認した。 のぞみの園の取組状況については、ニュースレターや地域移行通信等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供した。	性を踏まえ、ストレスが溜まらないよう環境設定を行うとともに、日中活動を中心に生活のリズムを整えることで穏やかな生活が出来るよう取り組んだ。 地域移行については、3 人を移行させることができたが、うち 2 人については、受入から 3 年を超えての移行となった。 このほか、他の障害者支援施設等のモデルとなるよう見学を受け入れ、強度行動障害を有する利用者の支援についての講義を行った。更に現任研修として 20 人を受入れ、実際の支援の現場を実感してもらった。 ○福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の受入れについては、矯正施設に入所しているうちに利用者との面談を行い、アセスメントをとることに加え、対象者から直接話を聞くことで大まかなロードマップを描きながら、関係機関と連携し計画どおり 7 人受け入れた。 この 7 人が矯正施設入所に至った罪名は、窃盗・性犯・器物破損等となっており、障害特性を見ると知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つ複雑で多岐にわたる課題を抱え困難なケースが多かった。また、貧困・虐待・暴力・性の課題等があり、人間関係の構築に困難さや、トラウマやフラッシュバックを抱えているケースもあった。こ
--	--	--	--	--	--	---

	（２）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。	（２）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。 〈具体的な取組〉 ア ニーズに対応した居住環境の整備 認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対し、心身機能に配慮した生活環境の改善を図る。 イ 効果的な日中活動の提供 高齢知的障害者に対して、機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。	（２）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践しているか。	（２）高齢の施設入所利用者に対する支援 ○高齢知的障害者への専門性の高い支援の取り組みとして平成 28 年度末に医療との連携にて身体機能低下の予防を目的とした「健康増進プログラム」を生活寮において試行開始し、平成 29 年度より本格実施している。平成 30 年度は文化的日中活動とリハビリの日中活動を利用者一人あたり一月に 4 回以上を実施し、「健康増進プログラム」はリハビリ的活動として取り入れた。 機能低下の著しい高齢知的障害者等への適切な支援については、診療所との連携により救急救命講習会をほぼ毎月実施し、介護技術、褥瘡予防、感染予防の職員研修会（年間各 1 回）を開催して生活の質の向上や安全安楽な介護に向けての専門性の高い支援の提供を行うとともに、施設内外において研究発表を行い職員の専門性の向上に努めた。 ※高齢知的障害者支援の職員研修会（目標 12 回、実績 14 回） ・救急救命講習会 11 回 （1 月はインフルエンザ蔓延防止のため中止） ・介護技術、褥瘡予防、感染予防の職員研修会（各 1 回） 支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの見学者を受入れた。 さらに現任研修として 11 人を受け入れ、支援の実際について学んでもらった。 ○高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践するため、4 つ研究班を設置し実践事例の精査検討を行った。 ①高齢者支援グループ 高齢者支援グループであるもくれん寮の高齢化している（最高年齢 87 歳、平均年齢 73.4 歳）利用者に適した日中活動を提供し、生活支援部の研究発表会にて発表した。 ②認知症研究班 平成 29 年度から平成 30 年度にかけては認知症の診断名別に支援員の気づき、受診経過、支援内容、支援後の変化を過去の資料等から調べ、医療と福祉の連携による支援によって、診断名別の罹患者がどのように変化したかを分析した。また、6 月 17 日、18 日に開催された第 19 回日本認知症ケア学会大会において上記の研究内容について、「認知症の診断名別に見た知的障害者の行動の変化と支援に関する研究（発表者：四方田支援員）」と題して、ポスター発表を行い高い評価を受けた。 ③高齢者支援事例検討会（機能低下班） 機能低下の著しい高齢知的障害者の転倒等による怪我のリスク軽減のため、楽しみながら出来る日中活動の研究を行っている。平成 30 年度はクレイセラピーの実践事例を検証した。	うした困難なケースに対しても安心して生活できる場の提供から始まり、対人コミュニケーションや地域で生活できるスキルを身に付けられるよう支援した。 地域移行についても矯正施設退所者ということで受入れに消極的な事業所が多かったが、本人の状況を詳細、丁寧に伝え、地域移行に必要な福祉資源を地域の中でいかにして組み立てるべきかを情報共有するなど、根気よく連絡調整に取り組み、4 人を地域移行させることができた。 全員が目標どおり入所から 2 年以内の移行であった。 地域移行した入所利用者のフォローアップについては、本人の様子や変化、家族との関係などについて確認した。また、これまで移行した全員に対して、延べ 426 回の電話等の連絡で生活の状況等の聞き取りを行い、移行後も元利用者が安定した生活を送ることが出来ていることが確認できた。 これらについて難易度が高い取組であることも総合的に勘案し、B 評価とした。 ＜課題と対応＞ なし。	
--	--	--	---	--	--	--

		ウ 専門性の向上 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。 (3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図る。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。 なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について特に法務関係機関と連携・協力を図る。	ウ 専門性の向上 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。 (3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図る。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。 なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について特に法務関係機関と連携・協力を図る。		④高齢者支援事例検討会（医療的ケア班） 心身の機能低下や医療的ケアが必要な利用者について、医療との連携により、生活の質の向上や安全安楽な介護に向けて介護ロボットを活用している事業所を見学し、有効活用が出来るか検証した。また、医療的ケアが必要な利用者に適したアセスメントシートの提案を行った。		
	(3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以	〈具体的な取組〉 ア 著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援 著しい行動障害等を有する者に対し、日々の支援の過	〈具体的な取組〉 ア 著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援 著しい行動障害等を有する者に対し、日々の支援の過	・ 著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者について、モデル的支援として拡充を図り、支	(3) 著しい行動障害を有する者等への支援 ア 著しい行動障害等を有する者への支援 他者に対する暴力行為、器物破損行為、自傷行為、拒食、異食行為等の著しい行動障害がある利用者に加え、行動障害がありなおかつ内科的な医療との連携が必要な利用者（体重過多による心臓肥大、糖尿病、高血圧症、睡眠時無呼吸症候群等）も受け入れている。これらの支援困難な障害者をあじさい寮、かわせみ寮等において、自閉症の障		

	下、「著しい行動障害を有する者等」という。)について、モデル的支援として拡充を図ること。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めること。なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。 〈重要度：高、難易度：高〉 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い目標であ	程で得られた新たな情報を積み重ね、個々の障害特性の把握に努めるとともに、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 また、精神科医、臨床心理士等と連携し、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景を把握し、支援の向上を図る。 イ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援 矯正施設退所者に対し、個々の特性を把握し、本人と職員お互いの関係づくりに取り組むとともに、地域での自立した生活を目指して本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。なお、受入に際しては、関係機関（矯正施設、保護観察所、自治体、地域生活定着支援センター等）で構成する合	程で得られた新たな情報を積み重ね、個々の障害特性の把握に努めるとともに、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 また、精神科医、臨床心理士等と連携し、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景を把握し、支援の向上を図る。 イ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援 矯正施設退所者に対し、個々の特性を把握し、本人と職員お互いの関係づくりに取り組むとともに、地域での自立した生活を目指して本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。なお、受入に際しては、関係機関（矯正施設、保護観察所、自治体、地域生活定着支援センター等）で構成する合	援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めているか。	害特性を踏まえたうえで本人のアセスメントを適切に行い、支援プログラムを作成して支援に当たっている。 支援に当たっては、精神科だけではなく利用者によっては内科等の医療機関とも連携している。 のぞみの園ではこれらの有効な支援方法を行った結果、平成 30 年度は 3 人の方が行動障害の改善が見られ退所し、それぞれの出身県の施設に移行した。また、利用者の障害特性から、受入に難色を示す事業所が多く、関係機関と連携して受入先確保に取り組んだが、3 人のうち、2 人については、受入後 3 年を超えて退所となり、目標（受入後 3 年以内に地域移行した割合 100%）を下回った。 平成 30 年度は 10 人が入所（年度計画の目標：10 人）し、3 年以内の移行を目指して個人個人にあったプログラムを作成して支援を行っている。 イ 矯正施設を退所した知的障害者への支援 矯正施設を退所した利用者は知的障害の他、発達障害や精神疾患を併せ持ち、家族関係、経済基盤においても脆弱であることから、その生育歴、犯罪歴などに照らして、入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築が必要となる。このため、支援に当たっては当法人のみならず、行政・福祉・医療などの様々な関係機関等との連携・協力を得て、個人ごとの支援チームを作り、チームで支える仕組みも構築し、関係機関とともに取り組んだ。 平成 30 年度は矯正施設退所者 7 人（うち、女性 2 人）を受入れた。（年度計画の目標：7 人） 個人ごとのアセスメントを行い、5 人が退所し、このうち 1 人は入所中の犯罪行為により起訴され、退所となったが、残り 4 人は受け入れ後 2 年以内の移行（グループホーム 2 人、障害者支援施設 2 人）となり、目標（受入後 2 年以内に地域移行した割合 100%）を達成した。 なお、移行後も関係機関と連携を図り、フォローアップを実施した。		
--	---	---	---	--	--	--	--

	る。 これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れられる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善	同会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。 (4) 上記(1)から(3)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組む。 (5) 評価における指標 i 地域移行者数を毎年度5人以上とする。 ii 地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を毎年度延べ200日以上とする。 iii 保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。 iv 高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数を毎年度12回以上とする。 v 著しい行動障害等を有する者について第4期中期目標期間の施設入	同会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。 (4) 上記(1)から(3)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組む。 (5) 平成30年度における評価指標 i 地域移行者数を5人以上とする。 ii 地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を延べ200日以上とする。 iii 保護者懇談会等での説明回数を各寮1回以上とする。 iv 高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数を12回以上とする。 v 著しい行動障害等を有する者について平成30年度における施設入	- 全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組んでいるか。 - 各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	(4) 関係機関への情報発信 - 高齢知的障害者、著しい行動障害等を有する者、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者、それぞれの支援について、のぞみの園の実践事例等効果的な取組をニュースレターで発信した。また、研修会やセミナーを開催しサービスモデル等の普及に取り組んだ。 - 講師派遣依頼にも出来る限り対応した。障害者支援施設等からの著しい行動障害等を有する者への支援についての依頼も多く、28件派遣した。		
--	---	---	---	--	---	--	--

③保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。(平成28年度実績値1回) ④著しい行動障害等を有する者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを78人まで拡充する。(平成25年度～28年度の実績値11人) ⑤矯正施設を退所した知的障害者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを35人まで拡充する。(平成25年度～28年度の実績値16人) ⑥著しい行動障害等を有する者について、受け入れから3年以内に地域移行した割合を100%とする。(平成28年度実績値100%) ⑦矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れから2年以内に地域移行した割合を100%とする。(平成28年度実績値100%)	して、文化的な活動を取り入れた日中活動の提供数を毎月4回以上とする。 ※(3) 関連 ・職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数を毎年度4回以上とする。	して、文化的な活動を取り入れた日中活動の提供数を毎月4回以上とする。 ※(3) 関連 ・職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数を4回以上とする。		た日中活動の提供数を毎月4回以上) ・職員を対象とした法人内研修 5回実施 (内訳) 行動障害関係 3回実施 矯正関係 2回実施 (参考指標: 職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数を毎年度4回以上)		
--	---	--	--	---	--	--

〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思のくみ取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。 ・ 地域移行者数について、施設入所利用者の高齢化・重度化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこととし、平成 28 年度実績値以上を指標とする。 ・ 地域生活体験の実施日数、保護者懇談会等について、施設入所利用者数の減少により、対象者数が減少していることから、平成 28 年度実績値を指標とする。 ・ 著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第 4 期中							
---	--	--	--	--	--	--	--

	期目標期間の施設 入所利用者数を拡 充するとともに、拡 充を図る指標とし て施設入所利用者 の受入数を指標と して採用する。 ・ 著しい行動障害 を有する者等のモ デル的支援の実践 を測る指標として、 地域移行の割合を 指標として採用す る。						
4. その他参考情報							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	調査・研究		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
研究会議の開催数（計画値）	毎年度 2 回以上	2 回 （第 3 期中期目標期間平均値）	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上			予算額（千円）	99,426				
研究会議の開催数（実績値）	－	－	2 回	－	－	－	－			決算額（千円）	90,047				
達成度	－	－	100%	－	－	－	－			経常費用（千円）	95,745				
外部研究者等と協働した研究テーマの数（計画値）	毎年度 4 テーマ以上	4 テーマ （第 3 期中期目標期間平均値）	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上			経常利益（千円）	5,282				
外部研究者等と協働した研究テーマの数（実績値）	－	－	7 テーマ	－	－	－	－			行政コスト（千円）	92,168				
達成度	－	－	175%	－	－	－	－			従事人員数	7				
HP アクセス件数（計画値）	毎年度 20,000 件以上	（平成 30 年度から）	20,000 件	20,000 件	20,000 件	20,000 件	20,000 件								
HP アクセス件数（実績値）	－	－	29,392 件	－	－	－	－								
達成度	－	－	147%	－	－	－	－								
各種学会等への成果の発表回数（計画値）	毎年度 22 回以上	21 回 （第 3 期中期目標期間平均値）	22 回以上	22 回以上	22 回以上	22 回以上	22 回以上								

	践成果の取りまとめ及び知的障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めること。	成果の取りまとめ及び知的障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。 なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害者支援施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努める。	成果の取りまとめ及び知的障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。 なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害者支援施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努める。	施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めているか。	“障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえるもの”として、①平成 30 年度の報酬改定をふまえた障害者総合支援法の新サービス実施状況や課題の把握に関するもの、②障害福祉サービスにつがっていない潜在的要支援者への自治体のアプローチに関する実態把握などを行った。 “全国の知的障害者支援施設等の実践につながるもの”として、①生活介護事業所と就労継続支援（Ｂ型）事業所の支援の指針案、自己点検表、好事例集の作成、②強度行動障害支援者養成研修のカリキュラム改定と、運営マニュアル、③重度障害者であり障害福祉サービスに結び付いていない潜在的要支援者の把握を行うための手引きなどを作成した。		
	（２）調査・研究の内容の充実 調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図ること。 なお、障害福祉	（２）調査・研究の内容の充実 調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。 なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研	（２）調査・研究の内容の充実 調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。 なお、障害福祉策の推進に資する	・調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所と連携・協力を行うことで、充実を図っているか。	（２） 調査・研究の内容の充実 ○研究会議を調査・研究の開始前と報告書作成前に 2 回開催し目標（毎年度 2 回以上）を達成した。 第 1 回平成 30 年 6 月 22 日 第 2 回平成 31 年 3 月 20 日 研究会議において、ガイドラインの作成の仕方について、一定の標準値の明確化と個々の地域や事業所の工夫を合わせたものとする事が望ましいとされたことを受け、自己点検表や事例集と組み合わせた成果物を作成することにつなげた。 また、利用者を対象にしたプログラム導入については、参加を強制しないことや支援者自身の対応を見直すことにつなげることなどの助言を受け、一方的な指導の効果測定ではなく、職員の側の工夫		

	施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受けること。	究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受ける。 〈具体的な取組〉 ア 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。 イ 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。 ウ 調査・研究方法等の倫理的配慮 調査・研究の実施にあたり、その手続きや研究発表の方法に関する倫理面からの妥当性につ	究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受ける。 〈具体的な取組〉 ア 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。 イ 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。 ウ 調査・研究方法等の倫理的配慮 調査・研究の実施にあたり、その手続きや研究発表の方法に関する倫理面からの妥当性につ		を豊かにする視点からの調査を行うことにした。 ○国立のぞみの園調査研究調整会議を、調査・研究の開始前と途中、報告書作成前に４回開催し、法人内各部署との連携・協力体制の整備を図った。 第１回平成３０年６月１４日 第２回平成３０年１１月８日 第３回平成３１年１月３０日 第４回平成３１年３月６日 ○国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を、次年度の分も含め、調査・研究の開始前に５回（うち４回は迅速審査）開催し、審議を受けた。 第１回平成３０年７月２日 （以下４回は迅速審査） 第２回平成３０年７月２３日 第３回平成３０年１０月２９日 第４回平成３１年２月５日 第５回平成３１年３月５～６日		
--	---	--	--	--	---	--	--

	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。 〈重要度：高〉 ・ のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標である。	いて、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会」において審議を経る。 （３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害者支援施設等における普及・活用を図る。 〈具体的な取組〉 ア ニュースレターの発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果について、ニュースレターに概要を分かりやすく掲載し、定期的に刊行・配布するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。 イ 研究紀要の発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果を研究紀要として発行するとともに、	いて、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会」において審議を経る。 （３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害者支援施設等における普及・活用を図る。 〈具体的な取組〉 ア ニュースレターの発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果について、ニュースレターに概要を分かりやすく掲載し、定期的に刊行・配布するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。 イ 研究紀要の発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果を研究紀要として発行するとともに、	・調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催等を通じて情報発信し、全国の知的障害関係施設等における普及・活用が図られるよう取り組んでいるか。	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 ○平成 29 年度に行った調査研究成果を研究紀要第 11 号としてまとめ、平成 30 年 6 月にホームページに掲載した。 また、ホームページに掲載した研究成果のアクセス件は 29,392 件となり目標（20,000 件以上）を達成した。 ○各種学会等における成果の発表については、学会発表を 5 回（認知症ケア学会、日本発達障害学会、日本作業療法士学会、日本社会福祉学会、日本児童青年精神医学会）、国立機関や障害福祉関係団体等研修会での講義・講演を 24 回、学会誌及び関係団体機関誌等における掲載を 5 回行い、合計 34 回実施し、目標（22 回以上）を達成した。 ○ニュースレターを 4 回発行し、法人内の実践や調査研究成果の発信（各回 4000 部）を行った。 4 月「福祉と医療の連携～医療的ケアを中心に」 7 月「高齢知的障害者への支援」 10 月「矯正施設を退所した知的障害者等への支援」 1 月「強度行動障害者への支援」 ○有償刊行物については、外部関係者からの問合せが増加している「ライフステージを通じた知的・発達障害者の健康管理」に関する刊行物（7 分冊程度のシリーズ化を予定）の企画を行い、平成 31 年度以後の発行を目指すこととし、平成 30 年度に準備に着手した。 ＊平成 30 年度は支援方法などをまとめた有償刊行物の新規の発行を行っていない。		
--	--	--	--	--	--	--	--

		ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。 ウ 有償刊行物の発行 全国の知的障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 エ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関係学会の研究大会のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。	ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。 ウ 有償刊行物の発行 全国の知的障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 エ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関係学会の研究大会のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。				
	(4) 評価における指標 調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①研究会議の開催を毎年度合計2回以上実施する。(平成25年度～28年度の実績平均値2回)	(4) 評価における指標 i 研究会議を毎年度合計2回以上開催する。 ii 外部研究者等と協働した研究を毎年度4テーマ以上実施する。 iii ホームページに掲載した研究成	(4) 平成30年度における評価指標 i 研究会議を合計2回以上開催する。 ii 外部研究者等と協働した研究を4テーマ以上実施する。 iii ホームページに掲載した研究成	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。			

	②外部研究者等と協働した研究を毎年4テーマ以上実施する。(平成25年度～28年度実績 平均値 3.8 テーマ) ③ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度 20,000 件以上とする。 ④各種学会等における成果の発表回数を毎年度 22 回以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値 21.5 回) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 - 調査・研究の内容の充実を測る指標として、研究会議の開催数及び外部研究者等との協働研究のテーマ数を採用する。 - 研究会議の開催数、外部研究者等との協働研究について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。 - 調査・研究の成果	果のアクセス件数を毎年度 20,000 件以上とする。 iv 各種学会等における成果の発表回数を毎年度 22 回以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 - 研究テーマを毎年度 7 テーマ以上実施する。 ※（２）関連 - 国立のぞみの園調査研究調整会議を毎年度 4 回以上開催する。 - 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を毎年度 1 回以上開催する。 ※（３）関連 - ニュースレターを毎号 4,000 部以上発行する。 - 支援方法などの研究成果を平易にまとめた有償刊行物を毎年 1 冊以上作成する。	果のアクセス件数を 20,000 件以上とする。 iv 各種学会等における成果の発表回数を 22 回以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 - 研究テーマを 7 テーマ以上実施する。 ※（２）関連 - 国立のぞみの園調査研究調整会議を 4 回以上開催する。 - 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を 1 回以上開催する。 ※（３）関連 - ニュースレターを毎号 4,000 部以上発行する。 - 支援方法などの研究成果を平易にまとめた有償刊行物を 1 冊以上作成する。		〈参考指標〉 - 研究テーマについて、11 テーマ（実施主体として 8、分担協力として 3）の調査・研究を行った。 (参考指標：研究テーマを毎年度 7 テーマ以上実施) - 国立のぞみの園調査研究調整会議開催回数 4 回 (参考指標：毎年度 4 回以上開催) - 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会開催回数 5 回 (参考指標：毎年度 1 回以上開催) - ニュースレター発行部数 毎号 4,000 部 (参考指標：ニュースレター毎号 4,000 部以上発行) - 有償刊行物の作成 平成 30 年度は準備に着手 (参考指標：支援方法などをまとめた有償刊行物を毎年 1 冊以上作成)		
--	--	---	--	--	---	--	--

の普及・活用を測る指標として、アクセス件数及び成果の発表回数を指標として採用する。 ・ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数については、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成29年度実績を指標とする。（平成29年9月からカウントしているため、平成29年9月から11月の平均アクセス件数（月1,677件）をもとに水準を設定。） ・ 各種学会等における成果の発表回数について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。							
---	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－3	養成・研修			
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 3 項	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
研修会・セミナーの開催数（計画値）	毎年度 10 回	－	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回		予算額（千円）	57, 321				
研修会・セミナーの開催数（実績値）	－	10 回 （平成 29 年度実績）	11 回	－	－	－	－		決算額（千円）	51, 994				
達成度	－	－	110%	－	－	－	－		経常費用（千円）	51, 994				
参加者の満足度（計画値）	毎年度 80% 以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上		経常利益（千円）	4, 683				
参加者の満足度（実績値）	－	69% （第 3 期中期目標期間平均）	56%	－	－	－	－		行政コスト（千円）	30, 722				
達成度	－	－	70%	－	－	－	－		従事人員数	4				
実習生の受入数（計画値）	毎年度 150 人以上	－	150 人以上	150 人以上	150 人以上	150 人以上	150 人以上							
実習生の受入数（実績値）	－	175 人 （第 3 期中期目標期間平均）	147 人	－	－	－	－							
達成度	－	－	98%	－	－	－	－							
ボランティアの受入数（計画値）	毎年度 1, 250 人以上	－	1, 250 人以上	1, 250 人以上	1, 250 人以上	1, 250 人以上	1, 250 人以上							
ボランティアの受入数（実績値）	－	1, 210 人 （第 3 期中期目標期間平均）	954 人	－	－	－	－							
達成度	－	－	76%	－	－	－	－							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供すること。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。 ○評価における指標 養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①研修会・セミナーの開催数を毎年度10回とする。（平成29年度実績（見込み）10回）	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供する。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害者支援施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。 〈具体的な取組〉 （1）養成・研修 ア セミナー・研修の開催等 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを開催する。	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供する。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害者支援施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。 〈具体的な取組〉 （1）養成・研修 ア セミナー・研修の開催等 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを開催する。	＜主な定量的指標＞ ・研修会・セミナーの開催数 ・研修会・セミナーの参加者の満足度 ・実習生の受入人数 ・ボランティアの受入人数 ＜その他の指標＞ ・現任研修の受入人数 ＜評価の視点＞ ・障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行っているか。	＜主要な業務実績＞ （1）養成・研修 ア セミナー・研修の開催等 セミナー・研修については、障害福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマに以下のとおり実施した。 セミナー・研修会を11回開催し、目標（毎年度10回）を達成した。 セミナー・研修会に参加者の満足度は平均 56%となり、目標（5段階中の最高評価を付けた者の割合を 80%以上）を達成することができなかった。なお、アンケートにおいて、「やや満足」及び「ふつう」回答者の中には、空調・狭隘・アクセス等の会場に関する不満が見られ、満足度は目標に達しなかったが、やや満足を含めると平均 87.3%であ	＜評定と根拠＞ 評定 B 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマ（高齢知的障害者支援・著しい行動障害等を有する者の支援・矯正施設退所者支援・発達障害児者への支援）にした研修会及びセミナーを11回開催し、目標値（10回）を上回り、1,361人の参加者を得ることができた。 また、支援者養成現任研修では、関係部署と連携し積極的に取り組み、予定（25人）より多く、51人の研修生を受け入れることができた。 実習生・ボランティアの受入れについては、天候不良等の外的な要因により、計画どおりとは行かず、目標値を下回ってしまった。また、セミナー・研修会の満足度は十分に目標に到達できなかった。これらについては、開催場所・会場の見直しその他、講演内容についても、趣旨や内容等について、講師と事前に詳細な打合せを行う等、次年度以降工夫することにより、目標を上回るよう取り組んでいく。	評定	

②研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度 80%以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 72.6%) ③実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 184 人) ④ボランティアの受入れを毎年度 1,250 人以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 1,218 人) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握に努める。 ・ 研修会・セミナーの開催数については、国の政策課題や				った。 ①強度行動障害を有する者等に対する支援者の指導者を養成するための研修（国研修）を 2 回実施。 ・「平成 30 年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修」参加者 87 人 ※都道府県からの推薦者 2 名 ・「平成 30 年度強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修」参加者 87 人 ※都道府県からの推薦者 2 名 ②福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の支援について、職員の専門性を高める基礎研修会を 2 回及び双方向型研修会を 1 回実施 ・「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会（基礎研修会）」（東京会場） 参加者 65 人 ・「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会（基礎研修会）」（大阪会場） 参加者 74 人 ・「非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人のための双方向参加型研修会（実践者研修会）」 参加者 125 人 ③強度行動障害支援について、各地域の実践報告並びに研修における事例発表内容について積極的に意見交換ができるセミナーを 2 回開催。 ・強度行動障害支援者養成研修実践報告会（東京会場） 参加者 41 人 ・強度行動障害支援者養成研修実践報告会（大阪会場） 参加者 45 人 ④障害者の日中活動を支える就労継続支援 B 型や生活介護事業の現状について理解を深めるとともに、事業のあり方、支援のあり方について考える研修会を開催。 ・障害者の福祉的就労と日中活動サービス～就労継続支援 B 型・生活介護の事業と支援のあり方について～（東京会場） 参加者 153 人 ⑤国立のぞみの園福祉（医療）セミナーの開催 高齢者支援及び発達障害者支援について、3 回開催。 ・福祉セミナー① 発達障害児者と家族支援～親子に寄り添う支援を考える～ 参加者 292 人 ・福祉セミナー② 知的障害者と認知症～施設や地域でどのような備えが必要か～	これらのことを総合的に勘案し、B 評定とした。 ＜課題と対応＞ なし。	
---	--	--	--	--	--	--

重点目標に従って開催することから、平成 29 年度実績（見込み）に基づいて成果が期待できる指標とする。 ・研修会・セミナーの活用度を測る指標として、参加者の満足度を設定する。これについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は、所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は、最高評価を付けた者の割合とする。 ・実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。 ・ボランティアの受入れについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標と	イ 現任研修の実施 4 つの研修コース（高齢知的、行動障害、矯正施設、発達障害）を設定し、知的障害者支援施設等の職員に対して、専門性の向上を図る研修を実施する。 ウ 実習生の受入 のぞみの園のフィールドを活用し、大学・短大・専門学校の学生等の実習生を受入れ、計画的かつ効果的な実習を提供する。	イ 現任研修の実施 4 つの研修コース（高齢知的、行動障害、矯正施設、発達障害）を設定し、知的障害者支援施設等の職員に対して、専門性の向上を図る研修を実施する。 ウ 実習生の受入 のぞみの園のフィールドを活用し、大学・短大・専門学校の学生等の実習生を受入れ、計画的かつ効果的な実習を提供する。		参加者 217 人 ・医療福祉セミナー 知的障害・発達障害児者への支援～てんかんを持つ人へのケア～ 参加者 175 人 イ 現任研修の実施 全国の知的障害者関係施設職員を対象として、のぞみの園のフィールドを活用し、事業ごとに 4 つのコースを設け支援技術の習得など、専門性の向上を図ることを目的に現任研修を実施した。受入れについては、4 コースで 25 人を予定していたが、各コースの希望者が多かったため矯正施設を退所した利用者支援コースを除き、3 コースについて受入を増やし全体で 51 人を受け入れた。実施状況については、次のとおりである。 ・高齢知的障害者支援コース 受入予定数 5 人 受入数 11 人 ・行動障害者支援コース 受入予定数 10 人 受入数 20 人 ・矯正施設等を退所した知的障害者支援コース 受入予定数 5 人 受入数 5 人 ・発達障害児支援コース 受入予定数 5 人 受入数 15 人 ウ 実習生の受入 実習については、学校等で習得した知識・技術についてさらに総合的な応用力を身につけるため、利用者支援の実践を通して、施設における知的障害者支援の理論と実際を習得させることを目的に実施している。 また、実施にあたっては、目的を達成させるために施設機能や役割、支援対象者のニーズの個性や信頼関係を築き方、問題解決のための効果的な支援方法等について習得できるよう各学校のシラバスに基づいた実習計画の作成に配慮している。 実習生の受入れについては、年間 150 人を目標としており、年度当初 178 人の受入れが決定していたが、学生の体調不良等により 31 人のキャンセルが発生したことで、受入実績が 147 人となった。 ・実習生の受入実績 ①相談援助実習 4 校 7 人 ②保育実習		
---	--	--	--	--	--	--

	する。	(2) ボランティアの機会の提供 のぞみの園のフィールドを活用し、ボランティアに実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。 〈評価における指標〉 i 研修会・セミナーの開催数を毎年度 10 回とする。 ii 研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度 80%以上とする。 iii 実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。 iv ボランティアの受入れを毎年度 1,250 人以上とする。 〈参考指標〉 ・現任研修の受入れ数を毎年度 25 人以上とする。	(2) ボランティアの機会の提供 のぞみの園のフィールドを活用し、ボランティアに実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。 〈平成 30 年度における評価指標〉 i 研修会・セミナーの開催数を 10 回とする。 ii 研修会・セミナーの参加者の満足度を 80%以上とする。 iii 実習生の受入れを 150 人以上とする。 iv ボランティアの受入れを 1,250 人以上とする。 〈参考指標〉 ・現任研修の受入れ数を 25 人以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	36校 135人 ③その他 2校 5人 (2) ボランティアの機会の提供 のぞみの園のフィールドを活用し、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するため、園内行事の参加の際や、市の広報等を活用しボランティアの募集に努めた。しかし、多くのボランティアを見込める行事（盆踊り・団体による環境整備等）が天候不良により中止になるなどしたため、954 人の受入となり、目標値（毎年度 1,250 人以上）に届かなかった。 ボランティアの受入数については、次のとおりである。 ・ボランティア受入数 全体 954 人 内訳 ・学生（団体） 7 人 ・学生（個人） 26 人 ・一般（団体） 437 人 ・一般（個人） 484 人 〈参考指標〉 ・現任研修受入数 51 人 （参考指標：受入数を毎年度 25 人以上）		
--	------------	--	---	----------------------------------	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	援助・助言		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
援助・助言の件数 （計画値）	毎年度 350 件以上	－	350 件以上	350 件以上	350 件以上	350 件以上	350 件以上			予算額（千円）	12, 906				
援助・助言の件数 （実績値）	－	331 件 （第 3 期中期目 標期間平均）	459 件	－	－	－	－			決算額（千円）	12, 366				
達成度	－	－	131%	－	－	－	－			経常費用（千円）	12, 366				
講師派遣件数 （計画値）	毎年度 130 件以上	－	130 件以上	130 件以上	130 件以上	130 件以上	130 件以上			経常利益（千円）	540				
講師派遣件数 （計画値）	－	134 件 （第 3 期中期目 標期間平均）	169 件	－	－	－	－			行政コスト（千円）	13, 344				
達成度	－	－	130%	－	－	－	－			従事人員数	2				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とすること。 また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。 〈重要度：高〉 ・全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があ	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。 また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与する。 〈具体的な取組〉 ア 専門性の高い援助・助言の実施 全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。 また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与する。 〈具体的な取組〉 ア 専門性の高い援助・助言の実施 全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、	<主な定量的指標> ・全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数 ・全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数 <その他の指標> なし <評価の視点> ・のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、その援助・助言が全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与し、支援の実践に繋がる内容となるよう取り組んでいるか。	<主要な業務実績> 援助・助言の利用促進については、ホームページ等の広報媒体を活用して、高齢知的障害者の支援をはじめ、著しい行動障害等を有する知的障害者の支援、矯正施設を退所した知的障害者の支援、発達障害児の支援などについて紹介するとともに、調査・研究の成果や研修・養成に関する実施事業について情報提供した。 また、年4回発行しているニュースレター（毎号約4,000部発行）に全国の障害者支援施設等への援助・助言として記事を掲載するなど、広報活動の充実を図った。 援助・助言の件数は、459件となり、目標（毎年度350件以上）を達成した。 ・電話等 290件（平成29年度 217件） ・講演・講師派遣 169件（平成29年度 148件） 援助・助言の提供に当たっては、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、園内の関係部と連携を図り、要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。 講師派遣の件数は、169件となり、目標（毎年度130件以上）を達成した。 また、講演・講師派遣の際は、障害者支援施設等の要請に応じて専門性をもった職員を講師として派遣した。 なお、支援の方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果である各種有償刊行物も活用して、援助・助言を行った。 援助・助言の実施件数の内訳は以下のとおりであった。 【相談者等の内訳】 障害者支援施設 141件 都道府県 62件 政令指定都市・中核市 20件 市町村 10件 相談機関 22件 教育関係機関 37件 福祉関係機関 89件 その他 78件 合 計 459件 （29年度実績 365件） 【相談内容の内訳】 障害者総合支援法 21件 地域移行関係 20件	<評定と根拠> 評定 A 障害者支援施設などへの援助・助言の実施件数及び講師派遣回数は、459件の実績となり目標値（350件以上）を大きく上回った。電話等による相談では、特に強度行動障害者や高齢知的障害者への支援方法等についての問い合わせが多く、当法人の研究による成果や実践から得られた支援方法等について丁寧に助言した。 また、高齢知的障害者については、制度改正にともない、共生型サービスや介護保険サービスの利用についても助言した。 相談者の内訳では、障害者支援施設が最も多く、その他として、精神科病院、刑務所、少年院、児童相談所、地域生活定着支援センター、発達障害者支援センターなどがあり、実施事業による関係機関の広がりに関係している。 援助・助言の合計459件のうち、講師派遣件数が169件となり目標値（130件以上）を大きく上回った。講演に当たっては、参加者がそれぞれの事業所等において職員に伝達講習などが出来るように、要望に合わせた内容や資料の工夫（関係資料の添付や内容を詳細に記入		

	り、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。 ○評価における指標 援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 322 件) ② のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度 130 件以上とする。(平成	適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。 イ 研修会等への講師派遣 自治体、知的障害者支援施設等が主催する研修会等への講師の派遣要請に積極的に対応する。 ウ 援助・助言事例の情報発信 援助・助言の事例を集約し、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。 〈評価における指標〉 i 全国の知的障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。 ii のぞみの園から全国の知的障害者支援施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度 130 件以上とする。	適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。 イ 研修会等への講師派遣 自治体、知的障害者支援施設等が主催する研修会等への講師の派遣要請に積極的に対応する。 ウ 援助・助言事例の情報発信 援助・助言の事例を集約し、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。 〈平成 3 0 年度における評価指標〉 i 全国の知的障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を 350 件以上とする。 ii のぞみの園から全国の知的障害者支援施設等に派遣する講師の派遣件数を 130 件以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	高齢知的障害者関係 71 件 行動障害者支援関係 129 件 触法知的障害者支援関係 49 件 発達障害者支援関係 84 件 医療と福祉関係 10 件 就労支援関係 14 件 事業運営関係 6 件 養成及び研修関係 3 件 その他 52 件 合 計 459 件	するなど) に心がけた。 相談内容では、障害者本人の支援方法や家族の問題等、地域生活を送る上で困難な事例と思われる内容が多数を占めた。また、精神科病院からの退院について等、地域生活移行関連の相談も 10 件あり助言を行った。そのうち 1 件はのぞみの園の有期限入所につながった。 なお、当法人の取組みとして実施している「地域移行」についても 10 か所で講演し、実践事例等を報告した。 援助・助言については、1 件ごとに丁寧に対応しているが、内容によっては、経過に沿って継続して関わっているケースもある。 以上のことから、電話等による援助・助言件数、講師派遣件数、ともに目標値に対しての実績値は 130%を達成していることと、援助・助言の方法等について、障害福祉施策の動向や支援困難とされる障害者のより専門的で質の高い支援方法、医療・介護技術の実践報告、講習会まで、内容が多岐にわたることに対して、その一つひとつを相談者のニーズに合わせて、より効率的で実践的に進められるよう、工夫して取り組んできたことから判断して、A 評定とした。 ＜課題と対応＞	
--	---	--	---	----------------------------------	--	--	--

	25 年度～28 年度の 実績平均値 130 件) 〈指標の設定及び 水準の考え方〉 ・全国の知的障害関 係施設等の活動に 寄与した程度を図 る指標として、援 助・助言の件数、講 師派遣の件数を採 用する。 ・援助・助言の件数、 講師派遣の件数に ついては、第3期中 期目標期間で達成 した水準以上を目 指すことから、平成 25 年度～28 年度の 実績平均値以上を 指標とする。						なし	
--	--	--	--	--	--	--	----	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－5	その他の業務			
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	診療所外来利用者数（計画値）	毎年度 27,000 人 以上	－	27,000 人 以上	27,000 人 以上	27,000 人 以上	27,000 人 以上	27,000 人 以上			予算額（千円）	821,521				
	診療所外来利用者数（実績値）	－	26,395 人 (第 3 期中期目標期間平均)	24,207 人	－	－	－	－			決算額（千円）	750,541				
	達成度	－	－	90%	－	－	－	－			経常費用（千円）	782,673				
	通所支援事業利用率（計画値）	年間 80% 以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上			経常利益（千円）	69,870				
	通所支援事業利用率（実績値）	－	79% (第 3 期中期目標期間平均)	88%	－	－	－	－			行政コスト（千円）	371,141				
	達成度	－	－	110%	－	－	－	－			従事人員数	99				
	一般就労への移行者数（計画値）	毎年度 2 人 以上	－	2 人以上	2 人以上	2 人以上	2 人以上	2 人以上								
	一般就労への移行者数（実績値）	－	2 人 (第 3 期中期目標期間平均)	1 人	－	－	－	－								
	達成度	－	－	50%	－	－	－	－								
	短期入所（延べ受入）日数（計画値）	毎年度 2,300 日 以上	－	2,300 日 以上	2,300 日 以上	2,300 日 以上	2,300 日 以上	2,300 日 以上								
	短期入所（延べ受入）日数（実績値）	－	2,225 日 (第 3 期中期目標期間平均)	2,236 日	－	－	－	－								

	達成度	－	－	97%	－	－	－	－							
	日中一時支援（延べ受入）日数（計画値）	毎年度 240 日以上	－	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上							
	日中一時支援（延べ受入）日数（実績値）	－	235 日 （第 3 期中期目標期間平均）	449 日	－	－	－	－							
	達成度	－	－	187%	－	－	－	－							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行うこと。	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行う。	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行う。	<主な定量的指標> ・診療所外来利用者数 ・通所支援事業の利用率 ・一般就労への移行者数 ・短期入所の延べ受入日数 ・日中一時支援の延べ受入日数 <その他の指標> ・入院病床利用数 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 ・家族支援の実施回数 ・保育所・幼稚園等の訪問件数	<主要な業務実績> 			

	ＱＯＬの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意すること。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努めること。	Ｌの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意する。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努める。 〈具体的な取組〉 ・診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を行う。 また、診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を必要に応じて開催する。	Ｌの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意する。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努める。 〈具体的な取組〉 ・診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を行う。 また、診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を必要に応じて開催する。	有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意しているか。また、診療所の運営について、経営改善に努めているか。	した施設入所利用者に対しては、薬の処方期間を延長したことや医師の体調不良があったことなどから、診療回数を減らしたことが目標を下回った要因であった。 【外来利用者数】 ・内科 （利用者）15,532 人（対前年度比 1,508 人増） （一般 ） 755 人（対前年度比 317 人増） ・精神科 （利用者）1,064 人（対前年度比 21 人減） （一般 ） 4,475 人（対前年度比 632 人減） ・整形外科 （利用者）182 人（対前年度比 22 人増） （一般 ） 37 人（対前年度比 12 人増） ・皮膚科 （利用者）273 人（対前年度比 333 人減） （一般 ） 30 人（対前年度比 9 人増） ・歯科 （利用者）1,252 人（対前年度比 7 人減） （一般 ） 607 人（対前年度比 85 人増） 利用者の機能低下に対しては、健康増進プログラムの一環として施行している寮内運動を全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士が各寮を訪問し状況把握等に努めた。 また、診療所における経営改善に向け、診療所効率的運営に関する会議（7 回）、2 名の外部有識者を交えての検討会（1 回）を開催した。 なお、月に 1 回モニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施した。 ○診療件数 24,207 件（対前年比 960 件増） ○診療収入 125 百万円（対前年比 3 百万円増） ○定期的な健康診断等 ・胸部 X 線健診（年 1 回） ・子宮がん検診（年 1 回） ・乳がん検診（希望者） ・インフルエンザ予防接種（年 1 回） ・高齢者用肺炎球菌予防接種（対象者のみ） ・癌腫瘍マーカー（希望者） ・骨密度測定（希望者） ○入院件数 92 件、退院件数 95 件、在院患者延べ日数は 4,193 日であり、1 日平均入院患者数は 11.5 床となった。長期入院者の改善や後期高齢等に伴う処置により収入増の確保に努めた。 ○寮訪問（痰吸引・経管栄養等）	これまで一般就労となった者（12 人）に対して事業所訪問による本人面談におけるフォローアップを定期的に実施した。（44 回）し、職場への定着が図られるよう取組んだ。 また、新たな職場開拓として、求人を実施していない企業に対しても行い、重度知的障害者への理解を深めるため企業を訪問し障害者雇用について説明を行った。 これらのことを総合的に勘案し、B 評価とした。	
--	---	--	--	---	--	---	--

					・訪問回数 717 回（対前年比 20 回増） ○健康増進プログラムの一環として理学療法士が全寮を訪問し利用者の状況把握を行い、毎月 1 回会議を開催した。 ○発達障害などによるひきこもり・不登校支援の場として、精神科外来リハビリテーションの一つである精神科ショートケアを年間 46 回実施した。 ○健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 120 人以上目指して、健康診断の案内（リーフレット）を 1,353 部発送するとともに、県内の施設や病院等 64 施設を訪問し、健康診断の広報活動を行った。その結果、94 人の健診実施者を得ることができた。		
	（２）発達障害児・者の支援を行うこと。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。	（２）発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。 〈具体的な取組〉 ア モデル的な支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うとともに、家族に対する支援にも取り組むこととする。 また、支援にあたっては、関係機関との連携を図ること等により、全国の関係事業所等で活用が出来るサービスモデルを構築し、その普及に取り組む。	（２）発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。 〈具体的な取組〉 ア モデル的な支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うとともに、家族に対する支援にも取り組むこととする。 また、支援にあたっては、関係機関との連携を図ること等により、全国の関係事業所等で活用が出来るサービスモデルを構築し、その普及に取り組む。	・発達障害者の支援にあたり、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意しているか。	（２）発達障害児・者の支援 ○精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うとともに、必要に応じて心理検査・心理面接等を実施し、家族の子育てへの不安や困り感等に寄り添いつつ個々の特性や能力に応じた支援を行った。 こうした取り組みの結果、「れいんぼ〜」（通所支援事業）の利用率は 88%となり、目標（年間 80%以上）を上回った。 また、関係機関との連携を図ること等により、地域社会で生活環境を整え、全国の関係事業所等で活用が出来るサービスモデルを構築し、実習・現任研修・視察・見学の受入れ、及び講演等を通してその普及に取り組んだ。 ○ソーシャルワーカーによる医療福祉相談は、1,882 件、地域関係機関との連携会議 24 件、新患対応は 181 件だった。 ○臨床心理士による心理検査・心理面接等の心理的支援は 1,377 件だった。 ○家族支援の取組みを 69 回実施した。家族支援を目的とした発達障害や子育てに関する懇談会やペアレントトレーニングを 47 回実施。これにより、行動特性や支援方法の理解を促すことに努めた。さらに、保護者同士が子育て体験を支え合うと共に専門的見地からの情報提供を行うことで、新たな子育ての工夫を考え合う場となるように心理教育セッション「えすぼわーる」を 22 回実施した。 ○ソーシャルワーカー・看護師・臨床心理士による精神科ショートケアを 46 回開催した。 ○保育所等への訪問による助言については、専門的知識・経験を有するスタッフが保育所等を定期的に訪問した。発達障害児一人一人の特性や能力を捉えて、集団生活に適応できるように支援方法、環境調整、配慮事項等について援助・助言を行った。その契約件数は 75 件、訪問回数は延べ 214 件だった。		

	イ 保育所等への訪問による助言 保育所等を訪問し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他の必要な支援を行う。 （３）地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行うこと。 （３）地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。 〈具体的な取組〉 ・地域の障害者に対し、相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。 また、地域の障害者に対し、企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。 （４）評価における指標 i 診療所外来利用者数を毎年度 27,000 人以上とする。 ii 児童発達支援センター「れいんぼ〜」で実施している通所支援事業の利用率を年間 80%以上とする。 iii 一般就労への	イ 保育所等への訪問による助言 保育所等を訪問し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他の必要な支援を行う。 （３）地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。 〈具体的な取組〉 ・地域の障害者に対し、相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。 また、地域の障害者に対し、企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。 （４）平成 30 年度における評価指標 i 診療所外来利用者数を 27,000 人以上とする。 ii 児童発達支援センター「れいんぼ〜」で実施している通所支援事業の利用率を年間 80%以上とする。 iii 一般就労への移行者数を 2 人以	・地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行っているか。 ・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	（３）地域の障害者に対する支援 ○高崎市及び近隣市町村の知的障害者に対して、短期入所又は、日中一時支援等必要なサービスを提供した。 ○短期入所は年間 2,236 日となり、目標（毎年度 2,300 日以上）を下回った。これは、受け入れ寮が 1 ヶ寮閉鎖になったことも要因である。また、日中一時支援は年間 449 日となり、目標（毎年度 240 日以上）を達成した。 ○就労支援について、一般就労への移行者数は、1 人となり、目標（毎年度 2 人以上）を下回った。 就労移行支援利用者については、年度当初利用契約者数は 3 名、年度末で 5 人の契約状況であり、年間延べ契約者数は 7 人であった。 ＜契約者の状況＞ 2 年目を迎える 2 人の利用者は、一般就労経験があるが、共に精神的疾患を有しており、1 人は職場内での人間関係に問題を抱え、被害妄想的になり離職した。もう 1 人については、精神症状の悪化により通勤を継続することができず離職を経験している。この 2 人の経過については、1 人は、長年ひきこもりの生活をしており、ようやく週 2 日程度通所できるようになった段階で、もう 1 人については、精神的な症状が落ち着かず、利用期間中に数回の自殺企図があり、生活の安定を重点に支援を継続している。 また、平成 31 年 3 月に特別支援学校卒業生 3 人が新たに契約となったが、一般就労に向けた支援を始めたばかりで、ビジネススキルは未成熟な状態であった。このため、契約者のうち、一般就労に向けた取り組みに対応できる利用者は 2 人だけであった。 ＜一般就労に向けた取り組みの状況＞ 一般就労に移行した利用者については、平成 29 年度より実習等を実施し平成 30 年 6 月に採用となった。当該利用者は、福祉的就労（就労継続支援（B 型））を利用したのち、就労移行支援にサービスを変更した者であった。 また、一般就労に至らなかった 1 人の利用者については、一般就労に向け、職場見学、就労予定先担当者との面談、及び就労に向けた担		
--	--	---	--	---	--	--

		移行者数を毎年度 2 人以上とする。 iv 短期入所の延べ受入日数を毎年度 2,300 日以上とする。 v 日中一時支援の延べ受入日数を毎年度 240 日以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・入院病床利用数を一日平均 12 床以上とする。 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数を毎年度 120 人以上とする。 ※（２）関連 ・家族支援の実施回数を毎年度 60 回以上とする。 ・保育所・幼稚園等の訪問件数を毎年度 120 件以上とする。	上とする。 iv 短期入所の延べ受入日数を 2,300 日以上とする。 v 日中一時支援の延べ受入日数を 240 日以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・入院病床利用数を一日平均 12 床以上とする。 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数を 120 人以上とする。 ※（２）関連 ・家族支援の実施回数を 60 回以上とする。 ・保育所・幼稚園等の訪問件数を 120 件以上とする。		当者会議等を開催し、企業側も採用に向け準備を始めていたが、職種について保護者の意向に添えなかったため、一般就労に移行することができず、就労継続支援（Ｂ型）事業に利用変更となった。 また、のぞみの園の就労継続支援（Ｂ型）の利用者に対しても、就労先の斡旋や就労移行支援へのサービス変更についても検討を行った。 なお、体験実習先を増やすため、企業を訪問し、新たな職種の企業 9 社から、体験実習等の受入れ協力を得ることができた。 ＜参考指標＞ ・入院病床利用数 11.5 床 (参考指標：入院病床利用数一日平均 12 床以上) ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 94 人 (参考指標：健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 120 人以上) ・家族支援の実施回数 69 回 (参考指標：家族支援の実施回数 60 回以上) ・保育所・幼稚園等の訪問件数 214 件 (参考指標：保育所・幼稚園等の訪問件数 120 件以上)		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費、事業費等の経費 (計画値)	中期目標期間最終年度	(1, 298 百万円)	1, 298 百万円	－	－	－	－	
	一般管理費、事業費等の経費 (実績値)	－	－	1, 110 百万円	－	－	－	－	
	削減率	中期目標期間の最終年度（令和 4 年度）の額を初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上節減	－	14. 5%	－	－	－	－	
	達成度	－	－	145%	－	－	－	－	
	常勤職員数（計画値）	中期目標期間最終年度	193 人	192 人	－	－	－	177 人	
	常勤職員数（実績値）	－	－	192 人	－	－	－	－	
	削減率（実績値）	常勤職員数を第三期中期目標終了時（平成 31 年 3 月 31 日）と比較して 8 %縮減	－	0. 5%	－	－	－	－	
	達成度	－	－	6. 3%	－	－	－	－	
	資産利用検討委員会の開催数（計画値）	毎年度 3 回以上	3 回 (第 3 期中期目標期間平均)	3 回以上	3 回以上	3 回以上	3 回以上	3 回以上	
	資産利用検討委員会の開催数（実績値）	－	－	3 回	－	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	－	－	－	－	
	競争性のある契約の比率（計画値）	毎年度 87%以上	87% (第 3 期中期目標期間平均)	87%以上	87%以上	87%以上	87%以上	87%以上	
	競争性のある契約の比率（実績値）	－	－	92. 3%	－	－	－	－	
	達成度	－	－	106. 1%	－	－	－	－	
	契約監視委員会の開催数（計画値）	毎年度 1 回以上	1. 8 回 (第 3 期中期目標期間平均)	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	

	契約監視委員会の開催数 (実績値)	－	－	1 回	－	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	－	－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> ・一般管理費及び事業費等の経費の節減 ・常勤職員数の縮減 ・資産利用検討委員会の開催数 ・競争性のある契約の比率 ・契約監視委員会の開催数 <その他の指標> ・診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。） ・のぞみふれあいフェスティバルの参加者数	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 常勤職員については、利用者数の減少などに応じて年度計画どおり縮減した。 物件費では、サービスの質を維持しつつ見直しに努めている。また、入札案件については競争性の高い契約方式で実施し、競争性のある契約割合は 92.3%で目標を上回る水準で維持できた。 以上のことから B 評定とした。 <課題と対応> なし	評定		
	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつ	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつ	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつ	<評価の視点> 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直しを行い、提供するサービスの質を確保し、効率的かつ柔軟な組織編成を行っているか。	・常勤職員数については、平成 30 年度期首の 193 人を年度計画どおり 192 人にした。 縮減率：0.5% ・国家公務員に準じて給与規定を改正することにより、引き続き給与水準の適正化を図った。				

つ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減すること。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成 34 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上節減すること。なお、	つ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減する。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成 34 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上節減する。	つ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減する。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成 34 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上節減する。	・一般管理費及び事業費等の経費の節減が図られているか。	職員の給与水準（平成 30 年度ラスパイレス指数）94.4% ・平成 26 年 4 月に国家公務員に準じた人事評価制度（能力評価と業績評価からなる）を制定し、平成 28 年 10 月より、幹部職員において勤務成績を業績給へ反映させている。 ・一般管理費及び事業費等の経費の節減では、30 年度は、計画値として 1,298 百万円を計上し、実績値は 1,110 百万円となった。これは、寮舎の改修工事について、平成 30 年度内の執行が次年度になったこと等が要因である。 また、物件費では、水道メーターの口径変更（250→100mm）を行うことにより基本料金の抑制や平成 29 年度まで賃貸物件で行っていた事業を法人所有の建物で実施するなどし、経費の節減に努めた。		
---	--	--	------------------------------------	---	--	--

	総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。	〈具体的な取組〉 ア 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。 イ 運営費交付金以外の収入の確保 診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。 また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 （３）評価における指標 ・常勤職員数を第３期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、8 %縮減する。	〈具体的な取組〉 ア 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。 イ 運営費交付金以外の収入の確保 診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。 また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 （３）平成 3 0 年度における評価指標 ・常勤職員数を施設利用者数の減少見込みと合わせ 0.7 %縮減する。			
	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。	・既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営が図られているか。	・資産利用検討委員会を 3 回開催（目標：毎年度 3 回以上）し、今後の事業運営を踏まえ、老朽化している建物の利活用や、それに伴う改修の検討を行った。 なお、トイレや食堂等の水回りにおける経年劣化の著しい生活寮 6 棟の衛生設備の更新を行い、生活環境の改善を図った。 【平成 30 年度資産利用検討委員会開催状況】 ・老朽化した建物検討会	

	こと。	〈具体的な取組〉 ア 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による施設入所利用者数の減少や高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 イ 地域の社会資源・公共財としての活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。また、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。 〈評価における指標〉 ・ 資産利用検討委員会の開催数を毎年度3回以上とする。 〈参考指標〉 ・ 診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。）を毎年度5,900人以上とする。 ・ 地域住民との交流の場である「のぞ	〈具体的な取組〉 ア 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による施設入所利用者数の減少や高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 イ 地域の社会資源・公共財としての活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。また、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。 〈平成30年度における評価指標〉 ・ 資産利用検討委員会の開催数を3回以上とする。 〈参考指標〉 ・ 診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。）を5,900人以上とする。 ・ 地域住民との交流の場である「のぞ	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	平成30年5月25日 平成30年8月30日 ・資産利用検討部会 平成30年12月17日 診療所の機能を活用し、地域医療への貢献として、地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来受診を実施した。 また、外来患者の家族を対象とした家族心理教育のグループセッション（えすぼわーる）のグループ区分の充実を図り、年間22回実施した。 さらに、精神科外来では、発達障害児等を対象に、医師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、学校教職員、施設職員、児童相談所職員等によるケースカンファレンスを随時実施し、情報を共有することにより、地域全体での包括的な支援を図った。 ＜参考指標＞ ・診療所外来利用者数（施設入所利用者除く） ・医科 5,297人 ・歯科 607人 合計 5,904人 （参考指標：診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。）5,900人以上） ・「のぞみふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数		
--	------------	--	--	----------------------------------	--	--	--

	みふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数を毎年度2,000人以上とする。	みふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数を2,000人以上とする。		1,613人 (参考指標：参加者数2,000人以上)	
3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。	3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。	3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。	・契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進しているか。	・競争性のある契約、契約監視委員会については、「調達等合理化計画」等に基づき実施した。30年度においては、契約監視委員会を6月に開催（目標：毎年度1回以上）し、点検・見直しを行い、その結果はホームページに掲載し公表した。 ・競争性や透明性の確保を図る観点から一般競争入札等を積極的に行った。なお、競争性のない契約については、18件中16件が公共料金（上下水道料金・ガス料金）であり、残り2件も、官報公告と不正通信監視サービス（サイバーセキュリティ基本法に基づき設置）である。 全42件の契約の中で、上記公共料金の契約件数16件を除いた、全26件の契約のうち、競争性のない契約は2件であり、競争性のある契約の実績値は、92.3%であり、目標（毎年度87%以上）を上回った。 競争性のある契約 24件 競争性のない契約 2件 合計 26件	
①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。	①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。	①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。			
②毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。	② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。	② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。			
③外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努めること。	③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。	③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。			
	〈評価における指標〉 ・競争性のある契約の比率を87%以上	〈平成30年度における評価指標〉 ・競争性のある契約の比率を87%以上			

		とする。 ・契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数を毎年度 1 回以上とする。	とする。 ・契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数を 1 回以上とする。				
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	総事業費に占める自己収入比率（計画値）	中期目標期間中、総事業費に占める自己収入の比率を50%以上	56% (第3期中期目標期間平均)	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
	総事業費に占める自己収入比率（実績値）	－	－	57%	－	－	－	－	
	達成度	－	－	114%	－	－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己	第3 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己	第3 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己	<主な定量的指標> ・総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にする。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、自己収入比率を50%以上にし、中期計画の予算内の健全な運営を行っているか。	<主要な業務実績> ・30年度における総事業費（退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、57%となり、目標（50%以上）を上回った。これは、有期限入所者を計画通り17名受け入れたこと、障害児通所支援事業の運営が通年となったことなどにより、障害福祉サービスによる事業収入の確保ができたことが主な要因である。また、予算に従ってセグメント毎の収支計画を作成し、事業運営に取り組んだことから、借入金等の発生もなく事業を実施することができた。なお、	<評定と根拠> 評定：B 総事業費に占める自己収入の比率が目標を上回ることができたので、B評定とした。 <課題と対応> なし	評定	

	収入の比率を、50%以上にすること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。	収入の比率を、50%以上にする。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。	収入の比率を、50%以上にする。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。		運営費交付金の収益化については、業務の進行に応じて収益化する業務達成基準を採用している。 30 年度総事業費（退職手当を除く）3,048 百万円 自己収入 1,750 百万円（57%）		
--	---	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

○ 目的積立金等の状況は次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	123	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	44	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	1,463	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	44	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	3%	—	—	—	—

注：単位未満については、四捨五入して記載している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制委員会開催数（計画値）	毎年度 3 回以上	－	3 回以上	3 回以上	3 回以上	3 回以上	3 回以上	
	内部統制委員会開催数（実績値）	－	3. 6 回 （第 3 期中期目標期間平均）	3 回	－	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	－	－	－	－	
	モニタリング評価会議の開催数（計画値）	毎年度 4 回以上	－	4 回以上	4 回以上	4 回以上	4 回以上	4 回以上	
	モニタリング評価会議の開催数（実績値）	－	4 回 （第 3 期中期目標期間平均）	4 回	－	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	－	－	－	－	
	事故防止対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 12 回以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	
	事故防止対策委員会の開催数（実績値）	－	11. 2 回 （第 3 期中期目標期間平均）	14 回	－	－	－	－	
	達成度	－	－	117%	－	－	－	－	
	虐待防止対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 12 回以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	
	虐待防止対策委員会の開催数（実績値）	－	12. 8 回 （第 3 期中期目標期間平均）	16 回	－	－	－	－	
	達成度	－	－	133%	－	－	－	－	
	感染症対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 2 回以上	－	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	
	感染症対策委員会の開催数（実績値）	－	2. 6 回 （第 3 期中期目標期間平均）	2 回	－	－	－	－	

	達成度	－	－	100%	－	－	－	－	－
	情報セキュリティ職員研修会の開催数（計画値）	毎年度 1 回以上	－	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	
	情報セキュリティ職員研修会の開催数（実績値）	－	2 回 （平成 29 年度実績）	3 回	－	－	－	－	
	達成度	－	－	300%	－	－	－	－	
	内部監査の実施回数（計画値）	毎年度 1 回以上	－	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	
	内部監査の実施回数（実績値）	－	1 回 （第 3 期中期目標期間平均）	1 回	－	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	－	－	－	－	
	運営懇談会の開催回数（計画値）	毎年度 2 回以上	－	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	
	運営懇談会の開催回数（実績値）	－	2 回 （第 3 期中期目標期間平均）	2 回	－	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	－	－	－	－	
	第三者評価機関による評価（計画値）	3 年に一度実施	3 年に一度実施	実施	－	－	実施予定	－	
	第三者評価機関による評価（実績値）	－	前回は 27 年度に実施	実施	－	－	－	－	
	達成度	－	－	－	－	－	－	－	

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 6　その他業務運営に関する重要事項 通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	第 4　その他業務運営に関する重要事項 その他業務運営に関して以下のように取り組む。	第 4　その他業務運営に関する重要事項 その他業務運営に関して以下のように取り組む。	＜主な定量的指標＞ ・内部統制委員会の開催数 ・モニタリング評価会議の開催数 ・事故防止対策委員会の開催数 ・虐待防止対策委員会の開催数 ・感染症対策委員会の開催数 ・情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B 内部統制委員会を 3 回開催し、重要案件を審議する委員会等から、審議状況や内部統制の基本的要素の実施状況について報告があった。 また、モニタリング評価会議やリスク回避等に向けた取り組みについても計画通り実施できた。 情報セキュリティに関しては計画通りの取組を行っ	評定	

	1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。 2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。	1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。 2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。 〈具体的な取組〉	1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。 2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。 〈具体的な取組〉	・内部監査の実施回数 ・運営懇談会の開催回数 ・第三者評価機関による評価の実施 ＜その他の指標＞ ・委員会に招聘する外部委員数 ＜評価の視点＞ ・施設整備や改修については、必要性や経費の水準等について十分に精査しているか。 ・内部統制強化の取組については、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図っているか。	1 施設整備や改修等 該当なし。 2 内部統制強化への取組	た。 施設利用者の基本的人権を守り、安全を確保するため、また法人としてのリスク回避・軽減を図るため、①施設利用者の事故防止対策 ②虐待防止対策 ③感染症予防や防災対策等に努めた。各対策委員会において計画どおり実施できた。 以上のことから、B 評価とした。 ＜課題と対応＞ なし。	
--	--	--	--	---	---	--	--

	ア 内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。 イ 業務の進行管理 各業務部門ごとに業務目標を設定するとともに、継続的に業務をモニタリングし、業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。 ウ リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。	ア 内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。 イ 業務の進行管理 各業務部門ごとに業務目標を設定するとともに、継続的に業務をモニタリングし、業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。 ウ リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。	ア 内部統制の体制 平成 30 年度は内部統制委員会を 3 回開催（目標：毎年度 3 回以上）し、次のような取組を行った。 1）業務運営や利用者の健康・生命・生活等にかかる重要案件を審議する観点から選定した 14 の委員会等の平成 29 年度の開催状況及び審議内容について報告があり、各委員会等が規定等に沿った実施状況であるか確認した。 2）内部統制の 6 つの基本要素（①統制環境②リスク評価と対応③統制活動④情報と伝達⑤モニタリング⑥ICT への対応）の各部における実施状況について監査を実施し、その監査結果について報告検討した。 3）平成 30 年度の内部統制委員会における取組について報告があった。 イ 業務の進行管理 各部より選出されたモニター（係長相当 8 名）による業務遂行状況について継続的にモニタリングを行った。 また、モニターと役員及び各部管理者による「モニタリング評価会議」を年 4 回開催（目標：毎年度 4 回以上）した。 この会議において、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき業務の進行管理を行うとともに、評価結果等については園内 L A N を活用して広く職員に周知した。 【モニタリングの実施】 ・第 1 回平成 30 年 5 月 8 日 （29 年度総括及び 30 年度計画の決定） ・第 2 回平成 30 年 7 月 24 日（第 1 四半期分） ・第 3 回平成 30 年 10 月 23 日（第 2 四半期分） ・第 4 回平成 31 年 1 月 29 日（第 3 四半期分） ウ リスク回避・軽減への取組 事故防止対策委員会を 14 回開催（うち臨時 2 回）し（目標：毎年度 12 回以上）、事故の検証を行うとともに再発防止に向けた環境調整や支援方法の見直しを行った。 虐待防止対策委員会を 16 回開催（うち臨時 4 回）し（目標：毎年度 12 回以上）、利用者支援にあたる現場での身体拘束等の状況報告、支援に悩む事例への対応の在り方について等、小委員会をとおして意見交換を行い、利用者の人権に配慮した支援の在り方等について現場での取組に繋げた。 感染症対策として、インフルエンザに係る委員会 1 回、ノロウイルスに係る委員会 1 回、年 2 回の感染症対策委員会を開催（目		
--	---	---	---	--	--

				標：毎年度 2 回以上）し施設内の感染症対策を図った。1 年を通して、診療所の玄関・外来・病棟入口・各病室入口に手指消毒剤を設置し、外来者や面会者にも手指消毒剤を励行し、感染症防止対策の強化に努めた。 また、インフルエンザの流行時期を踏まえ、感染症防止対策委員会を開催し、特に流行期には標準予防策（手洗い、うがい、マスク着用）の徹底を職員に促した。利用者については、年間 27 名の感染者があり、感染拡大予防として該当寮の活動を自粛したことにより重症化することもなくとどめることが出来た。 なお、ノロウイルス等の感染症については消毒の徹底により発生しなかった。 防災対策において、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を 10 月に開催した。内容は、大地震における火災・停電を想定し、避難訓練を行った。避難終了後には、高崎市中央消防署の協力を得て煙や起震車の体験、初期消火や担架搬送訓練を実施した。また、園外グループホームにおいては、年 3 回の避難訓練を実施し、消火訓練の他、風水害や土砂災害時の避難方法の確認も併せて行った。 防犯対策について、平成 28 年 7 月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した事件を踏まえ、緊急連絡網の更新、防犯カメラの点検、夜間における通行規制を継続実施するとともに、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成 28 年 9 月 15 日課長通知）」を踏まえた再点検を 12 月に実施し、防犯対策に努めた。	
	エ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。 オ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化	エ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。 オ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化	エ 業務内容の情報開示等 ホームページにおいて財務諸表等の財務情報、年度計画や事業報告、監事監査や内部監査の結果等の業務内容について適切に情報開示等を行った。 オ 内部監査の実施 内部監査について、平成 30 年度内部監査計画に基づき、以下の重点事項に基づきチェックリストを作成し、ヒアリング及び実地監査を行った。 【平成 30 年度重点事項】		

	3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。	等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。 〈評価における指標〉 i 内部統制委員会の開催数を毎年度3回以上とする。 ii モニタリング評価会議の開催数を毎年度4回以上とする。 iii 事故防止対策委員会の開催数を毎年度12回以上とする。 iv 虐待防止対策委員会の開催数を毎年度12回以上とする。 v 感染症対策委員会の開催数を毎年度2回以上とする。	等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。 〈平成30年度における評価指標〉 i 内部統制委員会の開催数を3回以上とする。 ii モニタリング評価会議の開催数を4回以上とする。 iii 事故防止対策委員会の開催数を12回以上とする。 iv 虐待防止対策委員会の開催数を12回以上とする。 v 感染症対策委員会の開催数を2回以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	・支援・介護マニュアル集に基づく支援・介護、与薬ルールの実施状況の確認 ・個人情報の管理状況 ・情報セキュリティ対策の運用状況 ・法人文書の管理状況 ・物品の管理状況 ・利用者所持金の管理状況 ・出納員における現金管理状況 ・内部統制に関する基本的な取り組み状況 また、監査結果については、平成30年12月27日に開催の第2回内部統制委員会（理事長を委員長とする）で報告し、当法人ホームページに報告書を掲載した。		
	3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づ	3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づ	3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づ	・情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備し、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。	3 情報セキュリティ対策 ① のぞみの園において策定した情報セキュリティポリシー等について、その運用に関する周知徹底を図るため、新任職員及び全役職員を対象とする集合研修を3回行った。（目標：毎年度1回以上） 平成30年4月11日実施 新任職員7名 平成30年9月4日実施 受講者 66名 平成30年9月13日実施 受講者 51名		

	4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	き、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため毎年度職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。 〈評価における指標〉 ・ 情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数を毎年度1回以上とする。 ・ 内部監査の実施回数を毎年度1回以上とする。 4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保すると	き、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため毎年度職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。 〈平成30年度における評価指標〉 ・ 情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数を1回以上とする。 ・ 内部監査の実施回数を1回以上とする。 4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保すると	・ 各数値目標について、所期の目標を達成しているか。 ・ 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を受けているか。	② 内部監査については、平成30年8月から12月にかけて、総務部以下すべての部において、情報セキュリティ対策の運用状況について監査を実施（目標：毎年度1回以上）した。 ③ 情報セキュリティ分野における最新の動向を把握するため内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)、厚生労働省及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)主催の集合研修に参加し、情報収集を行った。		
--	--	--	--	---	--	--	--

		ともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。 〈具体的な取組〉 ア 運営懇談会の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。	ともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。 〈具体的な取組〉 ア 運営懇談会の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。	ア 運営懇談会の開催 のぞみの園がある高崎地域の様々な分野の委員から構成され、のぞみの園の業務全般について、第三者の立場からご意見をいただく機会の場として運営懇談会を設けている。福祉や医療のほか司法関係者や、行政の方、自治会の方、保護者会の方などにご参加いただき、毎年度２回開催している。 平成 30 年度においては、第 1 回を 10 月に、第 2 回を 3 月に計 2 回開催（目標：毎年度 2 回以上）し、業務運営状況等についての説明のほか、各委員より意見を聴取した。 会議開催内容は、次のとおりであり、議論の要旨については、当法人ホームページに掲載した。 （１）第 1 回 平成 30 年 10 月 12 日 【議題】 ①独立行政法人評価に関する有識者会議について ・平成 2 9 事業年度業務実績評価結果 ・第 3 期中期目標期間業務実績評価結果 ②国立のぞみの園在り方検討会報告書への対応について ③入所利用者の健康状態等に配慮した転寮の取組について ④平成 3 0 年度 調査・研究テーマについて ・重度障害者等の地域生活における潜在的な要支援状況に対する市町村担当者による現状把握と支援の実施促進のための手引き作成に関する調査研究（申請中） ⑤発達障害者支援に関する取組について ・国立障害者リハビリテーションセンターとの連携 （２）第 2 回 平成 31 年 3 月 18 日 【議題】 ①国立のぞみの園在り方検討会報告書への対応 ②国立のぞみの園の予算状況 ③施設入所利用者の状況 ④虐待防止対策への取組について ⑤発達障害者支援に関する取組について ・国立障害者リハビリテーションセンターとの連携		
--	--	--	--	--	--	--

		イ 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価を３年に１度実施する。 〈評価における指標〉 ・運営懇談会の開催回数を毎年度２回以上とする。 〈参考指標〉 ・委員会に招聘する外部委員数 苦情解決・要望等受付実績報告会（毎年度２人） 虐待防止対策委員会（毎年度３人） 第５ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第６ 短期借入金の限度額 １ 限度額 ３１０ 百万円 ２ 想定される理由 （１）運営費交付金	イ 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による３年に１度の評価を実施する。 〈平成３０年度における評価指標〉 ・運営懇談会の開催回数を２回以上とする。 〈参考指標〉 ・委員会に招聘する外部委員数 苦情解決・要望等受付実績報告会（２人） 虐待防止対策委員会（３人） 第５ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第６ 短期借入金の限度額 １ 限度額 ３１０ 百万円 ２ 想定される理由 （１）運営費交付金	⑥国立のぞみの園診療所の運営状況 なお、意見等については、極力サービスや業務運営等に反映するよう検討した。 イ 第三者評価機関による評価 第三者評価の前に法人職員を対象として自己調査票に沿った自己評価を実施し、その結果を基に外部評価機関に依頼し、３日間の聞き取り調査により評価を受けた。 ・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。 ＜参考指標＞ 委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会 １人 ・虐待防止対策委員会 ２人 （参考指標：・委員会に招聘する外部委員数（苦情解決・要望等受付実績報告会（２人）虐待防止対策委員会（３人）） ・短期借入金について 短期借入金は生じていない。		
--	--	---	---	--	--	--

	の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし 第9 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当（依頼退職等）への充当	の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし 第9 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当（依頼退職等）への充当		・不要財産の処分について 該当なし ・重要な財産を譲渡、又は担保に供すること 該当なし ・剰余金 該当なし		
--	---	---	--	--	--	--

		第 10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 (2) 人員に係る指標 期末(34 年度末)の常勤職員数を期首(30 年度当初)の92%とする。 (参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 193 名 期末の常勤職員数の見込み 177 名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 7,059 百万円 2 施設・設備に関する計画 施設・整備の内容 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備 予算額 347 百万円 財源 施設整備費補助金	第 10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 (2) 人員に係る指標 常勤職員数について、年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。 (参考1) 職員の数 年度当初の常勤職員数 193 名 年度末の常勤職員数の見込み 192 名 (参考2) 人件費総額 平成 30 年度の人件費総額見込み 1,435 百万円 2 施設・設備に関する計画 施設・整備の内容 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備 予算額 0 百万円 財源 施設整備費補助金				
--	--	--	---	--	--	--	--

		(注) 金額については見込みである。 3 積立金処分に関する事項 なし	(注) 金額については見込みである。 3 積立金処分に関する事項 なし				
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報